

山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議 酒田沿岸域検討部会設置要領

(設置)

第1 洋上風力発電を導入する場合の地域に与える影響や課題について、地域住民等も含めて具体的な議論を行うため、「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議設置要綱」第5条の規定により、酒田市の沿岸域を対象とした「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議 酒田沿岸域検討部会」(以下「酒田部会」という。)を設置する。

(組織)

第2 酒田部会は、別表に掲げる部会委員により構成する。

(部会長)

第3 酒田部会に部会長を置く。

- 2 部会長は「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議」(以下「全体会」という。)の座長が指名する。
- 3 部会長は酒田部会を統括するとともに、部会における議論の要旨について全体会で報告を行う。
- 4 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名する部会委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4 部会は部会長が招集する。

- 2 部会委員が会議に出席できない場合は、部会長は、代理の者の出席を認めることができる。
- 3 部会長が必要と認めるときは、会議に部会委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(情報公開)

第5 会議は、原則として公開するものとする。

(事務局)

第6 部会の事務局は、山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課に置く。

(雑則)

第7 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附則

この要領は、令和4年1月13日から施行する。

附則

この要領は、令和4年9月8日から施行する。

附則

この要領は、令和5年2月22日から施行する。

附則

この要領は、令和6年12月10日から施行する。

附則

この要領は、令和7年2月25日から施行する。

別表（部会委員）

機関名称・役職等	氏名	区分
酒田市自治会連合会 会長	小野 英男	地域住民
酒田市地区自治会連合会 会長	土田 秀二	地域住民
酒田市八幡自治会長会 会長	阿曾 千一	地域住民
酒田市松山地区自治会連合会 会長	平向 邦夫	地域住民
酒田市平田自治会長会 会長	佐藤 賢一	地域住民
宮野浦学区コミュニティ振興会 会長	阿部 實	地域住民
松陵学区コミュニティ振興会 会長	五十嵐 勤	地域住民
港南コミュニティ振興会 会長	小野 英男	地域住民
琢成学区コミュニティ振興会 会長	田賀 幸二	地域住民
西荒瀬コミュニティ振興会 会長	鈴木 勝	地域住民
浜中学区コミュニティ振興会 会長	奥山 悟	地域住民
十坂コミュニティ振興会 会長	佐藤 善一	地域住民
山形県漁業協同組合 理事	田代 善幸	海域利用者
山形県漁業協同組合 理事	伊原 光臣	海域利用者
山形県漁業協同組合 専務理事	西村 盛	海域利用者
山形県漁業協同組合 組合員	渡部 伸二	海域利用者
山形県漁業協同組合 組合員	小林 信義	海域利用者
山形県漁業協同組合 組合員	齋藤 公人	海域利用者
山形県漁業協同組合 組合員	阿部 司	海域利用者
吹浦漁業技術研究会 役員	佐藤 勝廣	海域利用者
山形県内水面漁業協同組合連合会 参事	桂 和彦	海域利用者
山形県鮭人工孵化事業連合会 会長理事	尾形修一郎	海域利用者
日本野鳥の会 山形県副支部長	近藤 忠男	有識者
東北公益文科大学 教授・公益学部長	三木 潤一	有識者
酒田市環境審議会 委員	古山 隆	有識者
酒田市景観審議会 会長	梅津 千恵子	有識者
酒田商工会議所 基盤整備委員会 委員長	林 浩一郎	経済団体
酒田商工会議所 青年部 会長	弦巻 岳	経済団体
酒田ふれあい商工会 女性部 部長	石黒まさ子	経済団体
一般社団法人日本風力発電協会 理事 企画部長	斉藤 長	アドバイザー
神奈川大学海とみなと研究所 上席研究員	中原 裕幸	アドバイザー
海上保安庁 酒田海上保安部 交通課長	山本 政宏	行政機関（国）
山形県環境エネルギー部 次長	遠藤 和之	行政機関（県）
酒田市地域創生部商工港湾課 課長	小林 一晃	行政機関（市）
酒田市農林水産部農林水産課 課長	長谷川 正彦	行政機関（市）